

三河雅弘 著

『古代寺院の土地領有と荘園図』

同成社 2017年 2月 240頁 5,000円+税

本書は、平成21年に総合研究大学院大学から博士を授与された学位請求論文を原型として、その後の研究成果が加えられたものである。現地調査にもとづき、主に古代荘園図を用いて8世紀日本において寺院が領有した土地のあり方が論じられている。本書の構成は以下のようになっている。

- 序章 研究史ならびに本書の論点
- 第一章 古代荘園図に描かれた東大寺領
- 第二章 越前国足羽郡糞置村開田地図における山の表現とその特質
- 第三章 阿波国名方郡東大寺領と国家による認定・把握
- 第四章 摂津国嶋上郡水成瀬絵図の機能
- 第五章 八世紀中頃の古代荘園図作成と班田図
- 第六章 讃岐国山田郡弘福寺領の実態と国家
- 第七章 班田図整備と土地表記
- 終章 結論ならびに見直し

各章のタイトルからもわかるように、取り上げられた地域は幅広い。古代日本の土地領有という研究テーマの中で、8世紀荘園図の史的な価値を活かし、特に寺領の景観に焦点をあてている。また新稿を除いてそれぞれ学会誌に掲載された論文をもとに加筆、修正がなされており、着実な研究成果のまとめとなっている。研究史の整理も丁寧に行われており、今日までの寺領の景観研究の到達点が把握できるという点で、今後の研究に際して参照されていく一書となろう。

古代日本の性質をとらえる上で、国家による土地の把握は、政治のみならず経済にも関わる問題であり、人の把握と共に重要な位置を占めている。古代日本の土地制度については、一般的に次のように理解されてきた。大化改新あるいは大宝律令施行によって「公地公民制」となり、国家による一元的な土地支配体制が確立した。しかし墾田永年私財法などが施行されて以降、「公地公民制」が崩れて「荘園制」が成立するという流れである。

その中で、本書が研究対象とする、主に8・9世

紀を中心として展開した荘園は、「初期荘園」と呼ばれた。初期荘園は、王臣家や寺社などによる土地領有を指し、後の中世荘園の前段階における土地領有の一形態を示す語として用いられ、公地公民制を突き崩す要因の一つとして注目された。

これまで多くの研究が多岐にわたって行われてきたが、歴史地理学的な視覚や方法にもとづいての研究は、近年多いとは言えない。しかし、学際的な研究や発掘調査が進む現代において、近隣諸分野の様々な成果を取り込んだ形で、歴史地理学が取り組むべき課題は、むしろ増加しているのではないだろうか。本書は今後この分野において、歴史地理学が貢献できる道筋を示しているように評者は感じている。

以下では、各章の内容を紹介しつつ、研究成果について言及していきたい。

まず序章では、研究史ならびに本書の論点が整理された。古代荘園図を分析の軸に据え、8世紀における寺領がどのような特質をもち、展開していったのかという問題意識が説明される。古代日本における荘園は、上述のように、初期荘園という枠組みのもとに研究が進められ、労働力編成の方法の違いから地域差を説明する研究や、東大寺領についての研究などを中心として進められてきた。しかし、墾田永年私財法や公地公民制についての研究からは、初期荘園はむしろ律令体制の中で位置づけられる存在であったとの見解も出されていることが述べられる。

また、墾田成立以前にすでに存在していた寺領などの大土地領有を含めて、初期荘園ではなく「古代荘園」としてとらえ直すべきだとの議論が紹介される。8世紀の荘園研究では、大宝律令施行以前からの土地領有との連続性が指摘されるという。その上で、領有形態の質的な違いを検討する段階にきていること、つまり、寺領のタイプの違いを考慮した研究や、田以外の土地についての検討を行う必要性を説いている。

8世紀の国家による土地管理としては、条里制についての研究は切り離せない。条里制は条里呼称と条里地割から構成され、長らく班田収授法の実施のために施行されたと考えられてきた。その後、研究は著しく進展している。特にこの分野では、服部昌之、高橋美久二、金田章裕ら歴史地理学者の貢献も大きい。史料に記載された条里呼称

や地名の詳細な分析から、条里制については8世紀中頃以降に成立したと指摘され、土地表記についても、8世紀における段階的な変遷が想定される。

条里地割に関しては、近年、考古学的な知見をもとに、時代が下るにつれて徐々に拡大していったと理解されるようになってきている。そこで、8世紀に国家が土地の把握のために使用した「町」の区画など一町方格について改めて検討する必要性が生まれている。筆者は、班田図に示された面積測量に関わる一町方格に相当する方格線、方格網が何なのかを再検討する必要性を指摘する。評者もこの問題意識に同感である。

以上のように、8世紀の寺領を研究する上で、寺領のタイプや田以外の土地に注目するという課題が見出された。その際に一町の方格網と班田図にもとづく国家による土地管理のあり方を想定する必要性から、これらが描かれた古代荘園図を重視するという本書の方法論が導き出された。

以下では、まず第一章において、寺領経営の解明や寺領景観の復原に用いられてきた古代荘園図に描かれた、様々なタイプの寺領を、古代荘園図そのものの表現内容の違いに留意しながら分析する。続いて第二章以降で具体的な古代荘園図が取り上げられることとなる。

第一章「古代荘園図に描かれた東大寺領」では、現存する古代荘園図の中で、大多数を占める東大寺領を対象とした図を分析の対象とする。それらの中心は、8世紀中頃に作成された図である。東大寺領荘園図には、様々な型式のものが存在し、表現内容や作成過程、作成契機の違いがみられるが、描かれた東大寺領自体にタイプの違いが存在することを著者は指摘している。この章では、これまでの研究ではそれほど研究がなされてこなかった、東大寺領のタイプの違いに留意をして、図の分析が行われた。

寺領は、占定を誰が行うかで二つのタイプに分けられた。一つ目は、東大寺や貴族、豪族、百姓などによる野地占定を前提とする寺領、二つ目は、国司や郡司つまり国家による占定や開発を前提とする寺領である。それぞれのタイプの寺領を描いた古代荘園図について、前者を「野地占定系荘園図」、後者を「非野地占定系荘園図」と分類し、それぞれの概要が説明された。

現存図のほとんどは前者の野地占定系荘園図であり、これらには田だけでなく、開発されていない野地や川成に関する面積も記載されている。対して、後者の非野地占定系荘園図には、田以外の地目の表記がみられない。

このような田以外の地目に関する表記の違いについて、前者は野地が開発予定地として領有を認められていたにすぎないため、東大寺などが野地を図に明記することで領有を確保したと分析している。このタイプの荘園図は、東大寺関係者によって作成され、国司署名や国印押捺がなされ、東大寺へ給付されるという流れで作成された。

一方、後者の国家による占定・開発を前提とする東大寺領では、田以外の地目も田と一体となって施入され、すでに領有は確保されていたと分析する。このタイプの荘園図は、郡司や国司によって作成され、国司署名と国印押捺が加えられて東大寺へ給付された。また作成された時期は施入時や施入前であった。

しかし前者の野地占定系荘園図は、作成年が不明なものを除いて、主に三つのグループに分けられた。まず田の位置や面積を調査する校田や、田を分け与える班田の前に作成され、それらに備えて寺領の確立を目的とした図、次に校田年に作成され、寺領を確認する校田作業の結果が示された図、最後に班田年に作成されて「公田」や他者の墾田などが占定範囲内に混ざっていた状況が解消された図が確認される。このように、荘園図の型式や内容の違いは、寺領の領有形態の違いに結びついていた。以上の視点から、次章以降、個別の荘園図についての検討が進められる。

第二章「越前国足羽郡糞置村開田地区図における山の表現とその特質」では、荘園図に描かれた方格線および文字表現と、絵画的表現との関係について論じている。両者を相克・並存関係であると評価した金田の研究をもとに、検討が加えられた。荘園図の方格線については、従来条里地割との関係が意識されてきたが、条里地割の広範囲の施工が10世紀～12世紀であったという近年の成果を受けて、方格線と条里地割とを切り離して考える方法をとる。そこで、年紀を異にして同じ対象が描かれた2枚の越前国足羽郡糞置村開田地区図を分析対象とした。

二つの図は、山の絵画的表現において差異がみ

られる。先行研究も豊富で、対象地域の比定も行われており、図の一つは校田に備えて作成され、もう一つは校田の際に校出された寺田の改正があらわれた図であることがわかっている。また二枚の図に表現された条里地割を、明治期の地形図や現地に遺存している地割と対比させて復原が行われてきた。

ここで著者は両図に記載された山稜線と山麓線から一町の連続する方格網を推定した。分析に際しては、山稜線の向きに注目し、山を描いた視座を想定した。その結果、視座の位置や数に違いがあることにより、二図の山の表現が異なっていたことを指摘した。視点数の違いは、図の作成された時期の違いと、前述の作成者や目的の違いから来していると結論づけた。先に作成された図と後の校田の際に作成された図との参照関係や、表現の踏襲の仕方については、もう少し説明が欲しいところであるが、両図の作成契機を内容と対応させて一町方格網が明示されたことは今後の研究につながる成果である。

第三章「阿波国名方郡東大寺領と国家による認定・把握」では、寺田と墾田という同一視されがちであった寺領の性格について、認定方法という点から検討した鷲森浩幸の研究を受けて、さらに野地占定について課題を見出したものである。

野地占定は開発を前提になされていた。つまり野地は墾田と関わる存在であり、さらに売買の対象にもなった。事例として取り上げられた阿波国名方郡東大寺領は、荘券や古代荘園図といった8世紀中頃段階の史料に加えて、9世紀中頃作成の坪付帳や図も存在し、比較可能な地域となっている。ここでは史料について、まず先行研究の丁寧な把握がなされている。

対象地域である東大寺領は、新嶋、枚方、大豆の三地区から成っていた。本章では、これらの地域について新出史料などをもとに寺領の現地比定が行われた。寺領は吉野川や別宮川、鮎喰川といった河川下流部の川沿いに立地し、開発状況に注目すると、8世紀中頃段階では川沿いの自然堤防や微高地を中心として畠の開発が行われていた。しかし、この時期の史料に「野」「川」「川成」と記載されていた部分の多くが、9世紀中頃には、畠として開発されていた。また、東大寺領内に公田畠や王臣家田畠などが設定されており、

その状況に対し東大寺は、調査ならびに寺田畠への改正を要求していた。分析対象の新嶋荘券や枚方地図は、8世紀中頃に東大寺が寺領の総面積などを国衙へ報告する際に作成された図であり、後に寺田返還において根拠の一つとして用いられたことが明らかになった。

本章で提示された条里プランの復原試案については、木原克司による阿波国名方郡坪付図や名方郡と麻植郡との郡境に関する研究成果を受けて、再検討が示唆されている。今後の議論の進展と成果の公開を期待したい。

第四章「撰津国嶋上郡水成瀬絵図の機能」では、古代荘園図の機能が、班田図と同様に、方格線や文字表現による土地把握にあるとされてきた従来の見解に対し、絵画的表現が主要という指摘がなされた水成瀬絵図を検討した。この図は作成当初の史料はないものの、11・12世紀の史料が豊富であることから、現存図の他に絵図案文と文図が存在したことを確認し、それぞれの利用実態の検証を通して、絵図の担った役割を考察した。

絵図案文は、11世紀中頃における国衙による畠の収奪に抵抗する材料として用いられていた。東大寺は、絵図を根拠に四至内が東大寺領であることを主張し、これまでの畠支配の実績を示したのである。また文図は、勅施入された対象のうち、田のみを示すために作成されたと分析した。

このような比較から、水成瀬絵図の作成者である郡司は、施入された土地が田以外の土地を含む実態であること、一定のまとまりをもって領域を構成していたことを示していたと結論づけた。さらに文図や班田図と別に作成された古代荘園図は、班田図とは異なる機能を有していたのではないかと、本書第五章および第七章につながる議論の必要性を示している¹⁾。

第五章「八世紀中頃の古代荘園図作成と班田図」は、古代荘園図の表現内容および型式と班田図との関係を論じ、東大寺領古代荘園図を扱ってきた第四章までのまとめの役割を果たす。6年毎の班田収授の結果を示し、8世紀中頃の国家による土地政策の基本台帳であった班田図は、古代荘園図のうち、班田年に作成された神護景雲元年(767)図の基図とされた。しかし第四章で取り上げられた水成瀬絵図については、山の表現などが方格線を意識しない描かれ方をしており、班田図

を基図としない作成原理であることを指摘した。このように古代荘園図は、対象とした寺領の領有形態の違いから、班田図との関わり方の違いが生じていることが記される。

さらに東大寺領以外についても、古代荘園図からは、寺域の領有と国家との関係に関する情報が得られる。例に挙げられているのは額田寺領である。8世紀以前に起源をもつ額田寺領を描いた大和国平群郡額田寺伽藍並条里図は、天平宝字年間頃(757~765)に周辺寺領の領域確定のために作成されたとされる。図には国印が捺され、班田図における里名や里界線が記載されるなど、班田図との関わりがみられる。しかし描かれた寺領の境界が方格線を無視して描かれる状況は、班田図整備以前に寺領の境界が設定されていたことを示している。すでに設定されていた境界に対して、図の作成を通して、8世紀中頃に改めて班田図をもとに領有認定がなされたと理解される。

ここで触れられた、大宝律令施行以前に起源をもつ寺領が、8世紀を通じてどのように存在し、国家によって位置付けられたかを明らかにするという課題は、続く第六章でも論じられる。

第六章「讃岐国山田郡弘福寺領の実態と国家」では、8世紀を通じて史料が存在する讃岐国山田郡弘福寺領が分析の対象とされた。天平7年(735)の年紀をもつ山田郡田図には、弘福寺領についての記載もあるが、現地比定については確定しているとはいえないことが紹介される。

次に山田郡田図の記載内容から、この地域の空間構造が復原された。その結果、南地区と北地区で耕作状況や開発傾向に違いがあることが確認された。北地区では天平7年(735)時点ですべての土地が利用されていたのに対し、南地区では未開発地が残されていた。山田郡田図からは弘福寺領が田・畠・三宅からなる、一定の空間的広がりをもっていたことを読み取ることができた。

さらに和銅2年(709)に寺田の田数のみを把握していた国家は、後に田の位置確認を含めた把握をしていく。そこに班田図の存在が関わっていた。このように、史料と図が詳細に分析され、寺領把握が展開される状況が説明されている。ここで著者が「班田図の存在は、さらに国家による寺領把握を展開させていった」(183頁)と表現する経緯の説明が、続く第七章で行われることとなる。

第七章「班田図整備と土地表記」では、これまで関連の記述が法制史料の中に確認できず、いつ頃から行われたのか不明であった班田図の整備について検証を行った。天平14年(742)の条里呼称の成立を受けて班田図が整備されてきた、とされた通説に対して、班田図の整備は天平14年よりもさかのぼる、つまり条里呼称は班田図上において天平14年以降に成立したという見解を示した。

条と里の呼称については、固有名詞と数詞をともなう記載型式の時期差や地域差などが、長年議論されてきた。このうち数詞による条と里の呼称の成立が、班田図の形態と密接に関わるとした吉田敏弘の指摘をもとに、筆者は固有名詞里も班田図上において成立したと論じている。一条一巻の班田図は、本来は、里毎であった班田図を一条毎にまとめた形態であり、固有名詞里はこの型式に即して付けられた呼称であったとする。一方、数詞による条と里の呼称は、里毎であった班田図を横に連ねたまとまり毎に付された想定している。

まとめとして、班田図は田の面積の集計を一町方格のもとに行う目的で作成され、金田が「小字地名的名称」と呼ぶ田のまとまりが示されていた。しかし天平14年の条里呼称の成立により、土地の位置を統一的な座標によって表記することを可能とし、田の把握と四至による土地の領域的な把握を実施していったとする。一町方格網の問題は、条里のみならず条坊との関わりの上でも、重要な問題であり、著者の提起が議論の深化を促すことを期待している。

終章「結論ならびに見通し」では、各章の内容を要約し、8世紀における寺領のあり方について整理を行った。土地利用や経営実態については、検討する課題が残されているとするが、古代荘園図の分析を軸に、8世紀における寺領をみてきた結論などをもとに検討することで、ミヤケやタドコロなどの存在も含めた古代日本の土地領有について新たな見解を導き出せるとの見通しを示している。

最後に、全体を通じて評者からの要望を述べさせていただきたい。先行研究を含めた緻密な議論を把握できていない評者の理解不足による部分が大きいですが、本書を読み進める中で、表現が煩雑で難解と感じられる部分があった。もちろん用語など単純には定義づけられず、議論が分かれる面も

あろうが、わかりやすい説明が初出の箇所となされると、より読者の理解を助けるのではないだろうか。

また例えば、第三章において、阿波国名方郡東大寺領に限定されていたが、「圃」「陸田」の語は公的な文書や図の場合に用いられ、「畠」はそれ以外の場合に用いられるという傾向が読み取れることが記されている。他にも、「野地」は未開発地だけでなく、越前国糞置村開田地図には墾田の排水が流れ込む開発維持に必要な場所であったり、その他様々な用途があったりした可能性があるとも記述される。このような史料に出てくる地形の呼称や実態について研究成果が蓄積され、教

育や一般社会へ還元されるような方向も今後期待したい。

多数ある先行研究を受けての課題を、すべて解決することは当然困難ではあろうが、本書が古代日本の土地制度と実態についての研究に貴重な一石を投じたことに疑いはない。

(山近久美子)

〔注〕

- 1) 三河雅弘「班田図と古代荘園図の役割—8世紀中頃の古代国家による土地把握との関わりを中心に—」歴史地理学52-1, 2010, 4~19頁を参照されたい。